

○稲田議長 次に、錦織議員。

〔錦織議員質問席へ〕

○錦織議員 日本共産党米子市議団の錦織陽子です。おはようございます。

まず、政治と金、裏金問題についてです。

自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件をめぐり、国会で集中審議がされています。今回の裏金事件で問われているのは、自民党が組織的に政治資金規正法に抵触する違法行為を行っていたという疑惑です。この間の国会論戦を通じ、自民党が裏金をつくり、組織的長期にわたって習慣化していた、慣習化していたということが鮮明となりました。世論の批判を浴びて、岸田首相、安倍派4名の国会議員が政治倫理審査会に出席したものの、自民党の調査をなぞっただけで、何一つ解明されていません。今多くの国民が政治に失望し、怒っています。営利を目的とする企業や業界団体が政党や政治家に献金をするのは政治買収であり、本質的には賄賂です。国民の政治に対する不信感を取り除くためには、政治をゆがめる政治資金パーティーを含む、企業団体献金をきっぱり禁止すべきと考えますが、市長の所見を求めます。

○稲田議長 伊木市長。

○伊木市長 この問題、今まさに国会のほうでいろいろと議論がなされているものだというふうに認識をしております。そのため、私のほうからこの問題については是非をお示しすることは差し控えたいと存じます。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 市長も政治家ですので、きっぱり禁止を求めていっ

ていただきたいというふうに思います。

次に、ジェンダー平等から、米子市の働き方について質問いたします。

2004年の第1次から第3次小泉内閣で大臣を務めた竹中平蔵氏は、派遣労働の旗振りをしてきましたが、非正規労働者はこの20年で約1.5倍、650万人も増え、2,101万人になりました。低賃金構造を固定化、拡大してきた結果、先進諸国で唯一賃金の上がない国となりました。非正規雇用の7割は女性であり、男女賃金格差の大きな要因となっています。

米子市職員で非正規労働者が増えたのもこの期間で、その職種は多岐にわたり、保育士など、女性が正規職員として主として働いてきた職種が民間委託や非正規の対象となりました。2020年から導入されている会計年度任用職員制度、これは会計年度ごとの1年契約を原則とする非正規公務員です。更新は2回、3回目は公募となります。米子市の会計年度任用職員、月額報酬職の市立保育園で週35時間労働の保育士は35名で、うち女性は34名です。週30時間の一般事務職は378名で、うち女性は276名、週28時間の学校司書34名のうち、女性は33名など、月額報酬職572名の会計年度任用職員のうち、女性は421人です。また、同じく、会計年度任用職員で、日額または時給の職の者は103名のうち、女性は72名で、それぞれ73.6%、69.9%と非正規の7割が女性です。市長は、米子市の会計年度任用職員の7割が女性である。この数字を見て、どのような所見を持たれますか、答弁を求めます。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 市のほうの会計年度任用職員の7割が女性であることについてのお尋ねでございますが、市の会計年度任用職員の任用につきましては、性別による差を設けているものでございませませんが、特に保育士や保健師、学校司書などの専門職においては、会計年度任用職員の試験に応募される方の多くが女性であるため、結果としてこのような女性割合になっているものと認識しております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 結果としてこのような割合になったと、それを聞いて、女性の会計年度任用職員の方、納得されるんでしょうか。短時間勤務の希望者もおられるとは思いますが、昨年も会計年度任用職員の待遇面での市の扱いについて相談をされた保育士が複数おられました。保育士不足はなぜ起きるのか、仕事に見合った処遇ではないためです。保育士などの専門職に非正規、会計年度任用職員を持ち込んだ、そういう職場にしたことに問題があるんじゃないでしょうか。それをたまたまだったみたいに、男女の差を設けていないなどという答弁は、私は聞き直りとしか言いようがないと思います。日本では、女性が非正規雇用の7割を占め、男性より賃金が低いのは性別役割分業を前提とした雇用慣行にあります。家計を支えるのは夫、女性は家計の補助でいい、だから低賃金でよい、いつ解雇してもよいという存在に長年固定化されてきました。女性の活躍が言われても、コロナ禍で非正規の女性が失業や雇い止め、休職を余儀なくされ、貧困が進み、生理用品も買えない女性の貧困がクローズアップされたのも記憶に新しいところでは。これらは、非正規という雇用形態を通じた女性差別で

あり、非正規雇用の拡大がジェンダー平等を阻害してきたと考えますが、市長の所見を伺います。

○稲田議長 伊木市長。

○伊木市長 雇用の問題につきましては、様々な課題があるということも私も認識しておりますし、また市職員の会計年度任用職員の処遇につきましても、年々改善を今しております、この問題に当たってきているところでございますけれども、議員御指摘のとおり、全体的な非正規の雇用の7割が女性である、これは女性差別であるという御指摘だと思いますけれども、逆に言うと、3割男性がいるというのも、これは事実でございます。それを考えると、これジェンダーの問題というよりも、やはり雇用環境とか雇用制度とか、雇用規制も含めてですけども、様々なルールとか慣行とか、そうしたところにまだまだ日本は課題があるのかなというふうに思っております。5対5になるまでがジェンダー不平等だということであれば、そうかもしれませんが、私は決してそういうふうには思わないのは、やはり3割男性もいるというところでありまして、その3割の男性につきましても、やはり本市としては、例えば就職氷河期時代に正職員になれなかった方を積極的に採用する動きも当初やっておりましたし、そうした形で、様々な形で雇用対策をしてきているところでございますので、これは決して女性だけの問題ではないというふうに思っております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 おっしゃるように、非正規というのは女性だけの雇用形態ではないってことは分かってるんですけども、なぜ女性が多いのかと、女性の割合が多いのか、女性は家計の補助、

非正規でよいというこの性別役割分担、分業という雇用慣行がこの市役所内でも比較的女性の多い職場中心に非正規が進められてきた。ここが私は問題だというふうに考えるわけです。

新自由主義の下、公共の役割と責任が縮小、放棄され、業務の民間委託と公務員の大幅削減が進められてきましたが、行政のニーズが減少されたわけではなく、正規公務員を削減する代わりに、この非正規職員の増員が行われてきました。しかも、会計年度任用職員は、保育士、司書、消費生活相談員、栄養士など、女性が多くを占める専門的な資格職ほど非正規化が進み、会計年度任用職員になってきたのも事実です。自治体自体がワーキングプアと女性差別をつくり出してきたものです。本人希望で無期雇用の転換を図るなど、国や自治体が率先して待遇改善を図るべきだと思いますが、どうでしょうか。

○**稲田議長** 下関総務部長。

○**下関総務部長** 会計年度任用職員の待遇改善についてのお尋ねでございますけれども、性別にかかわらず、現在、期末手当が支給されている会計年度任用の職で6か月以上の任期となる場合につきましては、令和6年度から新たに勤勉手当が支給されることとなるため、報酬については大幅に待遇改善となることとなっております。また、正職員と同様に給料表の改定によりまして、令和5年4月時点と比較しまして、報酬月額が増額されるということになっております。引き続き国の非常勤職員や近隣他市の状況を踏まえながら、必要に応じて処遇の見直しを行っていきたいと考えております。

○**稲田議長** 錦織議員。

○ 錦織議員 先ほど市長の答弁の中にも就職氷河期、そういったことがあって、そういう人たちの雇用も拾ってきたんだというふうな、雇用の機会も与えたんだというふうにおっしゃいますけれども、私は、市長は問題の本質に言及することを避けておられるというふうに思うんです。この会計年度任用職員も、確かに先ほど総務部長がおっしゃったように、給料表の改定や勤勉手当が支給になるなど、見直しはされてきてるんですけども、3回目の更新は公募になるなど、不安定雇用は変わりません。日本のジェンダーギャップ指数は、2023年、146か国中125位と、また落ち込み、先頃発表されたGDP国内総生産では、日本はドイツに抜かれて4位となりました。ジェンダーギャップ14年連続1位のアイスランドをはじめ、北欧諸国などの女性の社会参加とジェンダー平等の進んだ国ほど、1人当たりのGDPは高くなっています。ジェンダー平等の推進は経済にもプラスになっている。その点でも、ぜひ米子市の雇用の在り方を見直していただきたいと要望しておきます。

次に、3つには、市民に優しい行政の在り方についてです。まず、高齢化社会に福祉有償運送サービスの確保を求めて質問いたします。

この問題については、12月議会で安達議員が質問されましたが、弓浜地域の利用者にとって、通院や買物支援など、日々の暮らしに関わる大変重要な問題であり、改めて質問をしたいと思います。12月議会の福祉有償運送サービスについての質問に対する答弁は、介護保険や障がい福祉サービス利用者は、ケアマネや相談専門員と相談してもらおう。4月以降は今後の公共交通の在り

方、福祉と交通政策が連携して取り組むということでした。実際存続の危機に直面しているNPO事業者がおり、その事業者が廃業した場合、それをカバーするために現実問題としてはどういう手だてがあるのか、米子市の考えについて答弁を求めます。

○稲田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 福祉有償運送を利用されていた方の移動手段をカバーするための手だてについてのお尋ねでございますが、12月議会で御答弁させていただきましたのは、福祉有償運送の事業者が事業を終了された場合、その利用者のうち介護保険や障がい福祉サービスを利用されている方につきましては、ケアマネジャーや相談支援専門員に相談していただくことでほかの福祉サービスを利用することにより通院や買物の支援を受けることができる場合や、別の事業者を紹介していただくとか代替サービスの御提案などができる場合があるとの趣旨で答弁したものでございます。

一方、介護保険や障がいサービスを受けておられない方の移動手段の確保につきましては、福祉施策の視点だけでなく、公共交通の視点も含めまして総合的に取り組む必要があると考えております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 それではお尋ねしますけれども、介護保険や障がい福祉サービスを受けてない方の移動手段の確保について、現在具体的に何か動いておられるんでしょうか、答弁を求めます。

○稲田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 介護サービスを利用されておられない方の

対応についての検討状況についてでございますが、今現在、利用者の方からのお声と申しますか、御相談ということもお受けをしております。通院のための移動手段ということがなくなるという方が存続を望まれる声ですとか、今後についての御相談ということはお受けしているところでございます。

地域包括支援センターや利用者の担当ケアマネジャーにおいて御相談を受けたケースもございまして、また事業者へ訪問もいたしまして、状況などをまず把握をしていったところでございます。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 いろいろな方の声も聞いているということなんですけど、2月に行われた福祉有償運送運営協議会に出された資料をただいま議場配付していますので、見ていただきたいというふうに思います。

この11事業所の中で9番目の事業所、I事業所は、利用延べ人数で見させていただきますと3,398人と圧倒的に利用者が多く、輸送単独でされているNPOであります。令和5年度ではさらに増えて、延べ3,500人ということで需要も増えていますが、それでも運営状況は厳しく、廃業の危機に瀕しているということです。

福祉有償運送サービスの多くは介護保険等の事業者さんで、その事業所トータルでその赤字部分を補っているというのだろうということで、お話はその担当者からお聞きしました。しかし、どれだけ多くの利用者が困るのか、想像してみたいというふうに思います。

80代の利用者Aさんの声を紹介したいと思います。Aさん、

同じ敷地内に住んでいた90代の兄弟を数年前に亡くされましたが、I事業所がなかったらとても最期まで見ることはできなかっただろう。一緒に病院に行き、買物に行き、タクシーだととても高くなるんで無理だった。これからバスの実験もあると聞くが、どうしてバス停まで歩いていくのか。他の利用者さんもよっぽどバス停に近い人でなければ利用するのは無理じゃないか。なくなったらどうしようかとみんな悩んでいると、悲鳴にも近い訴えをされました。

12月議会では、米子市の役割は福祉有償運送運営協議会を主催し、事業間の調整を図ることと答弁されておりますが、それだけで米子市の役割が果たせるでしょうか。米子市は、この利用者、市民の声に応えるべきだというふうに思います。

有償運送サービスの事業者の利用料の徴収方法は事業者ごとに違うようですけれども、例えば利用料はタクシーの料金の5割が限度と決められています。今後、国交省でタクシー料金の8割までを取ってもよくなるという話もお聞きしますが、具体的な通達があったのか、またいつからそれが始まるのかお尋ねします。

○**稲田議長** 塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** 運送対価の引上げについてのお尋ねでございます。令和5年12月28日に、国から各地方運輸局宛てに通知が出ておりまして、運送対価の水準についてはこれまでのタクシー運賃のおおむね2分の1の範囲内から約8割に改正され、既に適用されているところでございます。

福祉有償運送事業者が利用者から収受する対価の具体的な設定方法等につきましては中国運輸局から公示されておりまして、本

市といたしましても登録事業所への周知を図りたいと考えております。

今後の変更の時期ということになりますが、これは事業者によって変更されるかどうかというところは決まってくると思いますけれども、本市が事務局をしております先ほどの福祉有償運送運営協議会を開催いたしまして、更新の手続をされる場合は国土交通省への登録の変更が必要となりますので、協議が調った場合は運輸局へ申請をされるという流れになると思います。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 そうしますと、これまで5割だったのが8割まで上げてもいいという可能性はあるということなんだと思いますけれども、これ大体、この福祉運送サービス利用される方、高齢者だとか年金生活者だとか、それから独居の方が多いというふうに思うんです。もし引き上げられたら利用する人が減るのではないかと思います。どうでしょう。

○稲田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 引上げについて、利用者が減るではないかというお尋ねでございますが、今回の改正によりまして、運送対価の変更を行うかどうかは各事業所の判断になるところでございます。

運送対価の引上げは利用者に影響する面も少なくないと思われましても、具体的な影響の程度は不明でございます。ここではお答えはできないところでございます。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 具体的な影響の程度は不明だというふうにおっしゃ

ってますけど、利用者にとって利用料が現状の5割から例えば8割に引き上げれば、利用減になるというのは容易に想像できるというふうに思います。簡単に値上げできないのが、日頃から利用者をよく知る事業者だというふうに思うんです。

それで、お尋ねしますけれども、米子市は市長も随分頑張られてフレイル対策を強化しております。フレイル予防のチェックリストには、日用品の買物をしてますか、預貯金の出し入れをしてますか、友達の家を訪ねていますか、昨年と比べて外出の機会が減っていますかなどという項目があります。米子市がこのまま今の事態を放置するなら、こうしたフレイル強化方針とも矛盾するのではないのでしょうか、答弁を求めます。

○稲田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 フレイル対策との矛盾するではないかとお尋ねでございますが、買物や地域活動への参加など、外出の機会を多く持つことはフレイル予防のポイントでございますけれども、外出の機会は福祉有償運送を利用することだけで確保されるものではございませんので、地域での様々な活動や支え合いの取組の中で地域の人々と関わる機会を確保していただくことが大切だと考えております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 外出の機会が福祉有償運送を利用することだけじゃないというふうに、今そういうふうにおっしゃいました。もちろんそれはそうだと思います。いろんな方法で、タクシー使ったりとか家族、親戚などに連れていってもらったりということももちろん当然あると思います。しかし、弓浜地区は、米子市全体が高

齡化率が26.何%だと思ふんですけども、大体弓浜地区というのは40%前後ということで、非常に高齢化率高いんですね。だから、地域の支え合いということに依拠するということにしてもね、私とても厳しいんじゃないかというふうに実情は思います。

それで、フレイル予防もしていれば、年齢を重ねればやがて免許証を返納したり、それから歩行が困難になる。バスなどの公共交通も利用しにくくなるということは仕方がないことだと思います。医療や介護ではカバーできない、公共交通ではカバーできない、そうした隙間のサービスがこの福祉有償運送だというふうに思います。

ケアマネや相談支援専門員で解決できる問題ではありません。米子市は、福祉有償運送サービスの事業所廃業に対する、私、危機感がないんじゃないかというふうに思います。これ3,500人ぐらいの方、延べですけどね、利用されてる。これがこっぴりなくなったら、なかなかカバーするというのは難しいと思います。

将来的には、各中学校区、校区ごとにこうしたサービスが必要になってくるんじゃないかというふうにも考えます。米子市が介護のため、制度として緊急にも支援を検討すべきだというふうに考えますが、市長の答弁を求めます。

○**稲田議長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 福祉有償運送サービスに対する補助などの御意見についてでございますけども、まずはっきりと申し上げたいのは、福祉サービスが適用される高齢者などの福祉有償運送については、これはやっぱりケアマネジャー等が対象者のサービスを確保すべき課題であると、そういうふうに考えております。

それで、サービス対象者を施設利用者に限定しない福祉有償運送については、そこは議員おっしゃるように移動制約者にとって大切な輸送サービスである一方、このたびの議論でも明らかにしていただきましたけども、これまでは運賃上限がタクシーの約5割と、そういうふうに設定されていたために、事業の採算性の確保には課題があるというふうに言われてきております。

しかしながら、このたびの改正、具体的にはタクシー料金の8割の引上げということにつきましては、これは事業採算性の改善に向けた見直しであるというふうに私ども承知しておりまして、現時点におきましては今後の動向というのを注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 これから高齢化社会で、ドア・ツー・ドアのサービスというのは絶対にこれ必要だというふうに思います。一日も早く検討に入られるよう求めたいと思います。

次に、混合粗大ごみの取扱いについて移ります。米子市は、2022年に、ソファーやベッドなど混合粗大ごみの特別収集について実証事業をいたしました。それは、令和元年度に実施した市民アンケートで、混合粗大ごみを出すに当たり、分解や切断ができないため困っていると回答した人が最も多く35%、そして今後必要な市の取組についても、分解が困難なごみの特別収集と回答した人が最も多く46%いたことから市民ニーズが高い現状と判断したこと及び災害廃棄物等の減量化の観点からも、現況のごみ処理における課題の一つとして実証事業をしたものです。

まず、実証事業の内容はどういったものだったのかお尋ねしま

す。

○**稲田議長** 長谷川市民生活部次長。

○**長谷川市民生活部次長** 令和4年度に行いました混合粗大ごみのごみ処理実証実験の内容についてでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、市民ニーズ、処理費用、搬入手続の安全性などについて検証をすることを目的として実施したものでございまして、実施の方法は、排出者が混合粗大ごみを自力でクリーンセンター敷地内のストックヤードに搬入し、それを民間の処理業者に委託して処理いたしました。実施期間は、令和4年10月5日から令和5年の3月31日までの約6か月間でございます。実施対象地区は、クリーンセンター周辺地域の加茂、河崎、夜見地区でございました。収入は、排出者が負担する処理手数料で10キログラム当たり385円、合計で58万5,585円でございます。一方、支出は混合粗大ごみの収集運搬・処理の委託に係る経費でございまして、251万9,000円でございます。以上です。

○**稲田議長** 錦織議員。

○**錦織議員** 分かりました。それで、今年2月の民生教育委員会で、この実証事業の結果、当初の予測より事業経費がかかるということ、米子市直営では行わずに、市内の民間事業者を紹介するということが報告されました。実証事業を利用した市民のアンケートにはどのような意見、感想があったのかお尋ねします。

○**稲田議長** 長谷川市民生活部次長。

○**長谷川市民生活部次長** 実証事業を利用した際の市民アンケートにおける意見と感想についてでございますけれども、今まで分

別できないので放置していた、あるいは混合粗大ごみを捨てたことはなかったと回答された方が全体の約50%、混合粗大ごみの処分が難しい実態があることが確認できました。

また、本事業に対する評価としては、助かった、あるいはよかった、処理料金は適切である、今後全市で実施してほしい、また処理方法は持込み方式でよいという回答が多かったと認識しております。

○**稲田議長** 錦織議員。

○**錦織議員** 市民の皆さんからは期待する声、よかったという声が多かったと思います。そして、民生教育委員会の翌日には第2回米子市廃棄物減量等推進審議会が開かれましたが、報告と方針を受けたこの委員からは、これでは2年間審議会は何をしてきたのかと市民に言われるんじゃないか、混合粗大ごみは議論してきたのに後退した気がする、災害ごみは減らすという目的はどうなったのか、民間はなぜ安いのか、処理や環境問題が心配だ、市民にとっては今までとは変わらない、鳥取市は玄関まで取りに来るのになどと、まさかのゼロ回答に多くの発言があり、委員さんの落胆の色が濃かったというふうに思いました。

つまり、検討したけれども、100%自己責任でやれという方針です。当初検討していた米子市直営はできないとしても、米子市が利用料を一部補助するなど、仕組みを検討しなかったのかどうか、答弁を求めます。

○**稲田議長** 長谷川市民生活部次長。

○**長谷川市民生活部次長** 混合粗大ごみの処理に係る市の補助や負担についてのお尋ねでございますけれども、これにつきまして

は、混合粗大ごみの処理手数料については、原価相当額とするということが適当であると考えて設定したものでございます。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 適当であるというふうに考えたというのはちょっと驚きましたですけど、まず、なぜ鳥取市でできて米子市ではできないのかと、民間業者に委託してでもできないのかということについてはどうでしょうか。

○稲田議長 長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長 なぜ鳥取市でできて米子市ではできないのかというお尋ねですけども、これ重ねての御答弁になりますけども、混合粗大ごみの処理手数料については原価相当額が適当であると考えておりました、一般収集の家庭ごみと異なりまして、排出量が家庭によって相当違いがあるという特性から、受益者負担の公平性を考慮いたしまして、原価相当を負担していただくことが適当と考えているものでございます。以上です。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 そういう本当に市民に近いごみ処理なので、本当にもう少し考えていただきたいなというふうに思います。

令和14年度供用予定の西部広域の不燃物処理場、ここでの大型、こうしたごみの取扱いに関しては確定してるんでしょうか。混合ごみです。

○稲田議長 長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長 鳥取県西部広域行政管理組合が整備する一般廃棄物処理施設における混合ごみの処理のこととございますけれども、当該施設の具体的な整備内容の詳細は、今後用地の

確定後に行うこととなります。施設詳細設計の中で確定することとなりますけれども、現在の整備構想の中では、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設を隣接させて一体化することで、混合ごみの処理を行う計画となっております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 事前にはまだ分からないというようなことでしたですけれども、米子市民にはぜひそのときまでは待ってくださいと、10年ぐらい先になりますけれどもね。市民生活に一番近いごみ問題、私は審議委員さんから、米子市は市民に愛がないというふうに言われてしまったんです。もっと市民の要望に応えられる行政でないといけないと思いますが、市長、再度検討すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 混合粗大ごみの扱いにつきましては、先ほど担当部の次長のほうからお答えしたとおりであります。何もしないということではないというふうに我々は思っております、幸いにも市内に処理ができる民間事業者が2業者いらっしゃいます。鳥取市さんのことも御質問ありましたので私少し調べてみましたけど、鳥取市さんも結局民間事業者に委託して処理をしておられます。例えばスプリングマットですと1つ3,000円とか、結構な金額の負担だなというふうに思います。そういったことをやっておられますので、米子市として一番今取れる、つまり市民のニーズに応えられる選択肢は何かというふうに考えたときに、わざわざクリーンセンターに持ってきていただくのではなくて、直接事業者のほうに電話かけていただいて、もちろん事業者にとっていけ

る方は持って行っていただく、持っていける方でない方につきましては事業者のほうに収集を依頼していただく。もちろん有料ということにはなるわけでありませうけれども、現状の体制としてはそれが一番合理的だろうというふうに考えて、そういった御案内です、こういったところに御連絡いただければ処理できますよという御案内の部分はこれから充実といたしましょうか、しっかり市民の方に周知していききたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○ 稲田議長 錦織議員。

○ 錦織議員 災害廃棄物の減量化のことについてもね、大体どうするのかということ、この事業されたわけですよ、実証事業もね。それがちょっと後方に追いやられてしまっているというのは否めないと思いますし、やっぱり今、副市長さんおっしゃいましたけれども、こうしたごみの減量化だとか、市民としてはすごい頑張ってるわけですよ。だから、そこで100%市民負担でやりなさいというふうなことでは、私はちょっといけないというふうに思います。

4つ目には、安全な暮らしと環境を守るために、次の2点について質問をいたします。

まず、西部広域一般廃棄物処理場、この計画の用地選定についてです。昨年8月10日に提出された彦名連合自治会の要求書への対応として、これまで意見調整委員会の双方からの聞き取りが4回行われました。幾つかの反対理由が上げられていますが、一番は用地選定に対する公平性の疑義です。用地選定委員会の評価がなぜ最終で逆転したのか、納得できないというものです。選定

委員に米子市連合自治会長が入っておられましたが、県地区の連合自治会長も兼務しておられ、令和4年12月23日に、県地区17名の自治会長の連名の候補地撤回の要望書を米子市に提出しておられます。用地選考委員会設置条例施行規則第4条第4項、会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができないとしています。私は、この規則に抵触すると考えますが、市長の見解を求めます。

○**稲田議長** 長谷川市民生活部次長。

○**長谷川市民生活部次長** 県地区の自治連合会長様の件でございますけれども、こちらにつきましては鳥取県西部広域行政管理組合で判断されるべき事項でありまして、お答えすることは適当でないと考えます。

○**稲田議長** 錦織議員。

○**錦織議員** 西部広域のことだからと、判断することはできないというふうに述べられましたが、米子市が西部広域に新山・陰田町地区、県・尾高地区、彦名地区の3か所を用地候補地に挙げたという米子市にはやっぱり責任があるんですね。用地選定委員から外す必要があったと思います。私は、そのくらい米子市は慎重にする必要があったということだと思います。

市長は、現時点で米子市連合自治会長が利害関係を有する委員という認識は一般的にあると思われませんか、お尋ねします。

○**稲田議長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** この問題につきましては、先ほどお答えしたとおりであります。西部広域行政管理組合の条例でありますし、その規定の解釈、そして用地選定そのものが西部広域行政管理組合の

事務として行われてるということでもあります。ここは米子市議会の議場でございますので、ここに一般論も含めて見解を申し上げることは控えたいと思います。以上です。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 一般論としても申し上げられないということですが、そもそも用地選考委員会の委員になってはいけない人選です。議決の日に欠席すればいいですよということではなく、議事に加わることができないということです。議事とは、広辞苑では会合して相談すること。まさに会合に出て議事に参加したということが問題なんです。当該の自治会長が意図的ではなかったとしても、実際には設置条例施行規則違反です。再度用地選定をやり直せという彦名地区の主張には、合理性があります。

一方で、県・尾高地区の環境を守りたいという訴えも切実です。禍根が残らないよう、用地選定のやり直しをすべきと考えますが、市長どうでしょう。

○稲田議長 長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長 重ねてのお答えになりますけれども、そちらの用地選定委員会のやり直しのことにつきましても、鳥取県西部広域行政管理組合で判断されるべき事項でありまして、お答えは控えさせていただきたいと思います。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 市長は、広域で意見を言うことはできるはずですが。ここは禍根を残さないよう、やり直すことが大事です。

次に、一般廃棄物最終処分場の問題ですが、環境省は、昨年4月に実施した次期廃棄物処理施設整備計画案に対するパブコメで、

ごみ排出量が減少した場合、最終処分場の使用年数はどう変化するかという意見に対して、人口減少に伴い、ごみの総排出量も減少する傾向。今後も廃棄物の発生量は減少していく見込みである。埋立処分量の減少に伴い、最終処分場の残余年数は横ばいから増加傾向であり、令和3年度時点で23.5年と回答しています。

淀江の最終処分場の埋立処分量は、平成7年がマックスで2万955トンだったものが、どんどん減ってきて平成30年には3,781トン、令和元年からは境港の事業者への委託も始めましたが、この時点でも合計で3,457トンと激減しています。現状どおり一部を民間事業者に委託し続けた場合、淀江一般廃棄物最終処分場の残余年数は何年の予測か、答弁を求めます。

○稲田議長 長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長 淀江町の一般廃棄物最終処分場の残余年数でございますけれども、リサイクルプラザから排出される不燃残渣のうちプラスチックを主とするもの及び境港市リサイクルセンターから排出される不燃残渣のうち50%は民間事業者で処理しておりまして、残り50%について淀江町の一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っております。

その処理を継続した場合の最終処分場の残余年数は8年間で、令和13年度末まで埋立可能と想定していると西部広域行政管理組合から伺っております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 14年の供用開始に合わせた答弁だったというふうに思います。

次期計画で一般廃棄物最終処分場で埋め立てるものは何かお尋

ねします。

○稲田議長 長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長 次期一般廃棄物最終処分場で埋め立てる対象物でございますけれども、中間処理施設から排出される不燃残渣及び主灰、飛灰を埋立対象とする予定と同組合から伺っております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 主灰、飛灰は埋め立てるという計画ですね。公表によりますとクローズド型で整備するということなんですが、そうすると、主灰、飛灰埋立ての場合は、最低必要敷地が6.3平方メートル、埋め立てない場合は2.3平方メートルです。事前にお聞きしましたら、主灰、飛灰の埋立ては一応埋めるということにはしてるんだけど確定はしてないというふうにお聞きしたんですよ。必要敷地も埋めると埋めないとでは4万平方メートルも違いがあります。そして、主灰、飛灰を埋め立てる場合、今やろうとしている埋め立てる場合は、米子市は現在、全量主灰、飛灰を市外でセメント原材料化しています。他の自治体もセメント原材料化している自治体が多いんですけれども、埋め立てればリサイクル率が下がってしまいます。埋立ての有無や再資源の方針もまだしっかり決定していないのに、これを陰田に造るというんでしょうか。陰田町の皆さんも本当に苦しんでおられます。声も聞きました。彦名地区の中間処理施設が進まない場合に、新山・陰田の最終処分場計画だけを先行するということはあるのか伺います。

○稲田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 まず、主灰、飛灰の埋立てについてのことであり

ます。議員おっしゃったとおり、多くの自治体でリサイクルという形でコンクリート原料、もう一回焼いてコンクリートの原料にするということが行われております。

そのために実は県外にかなりの長距離運送して、そして相当のエネルギーを使ってそれをもう一回焼くという工程を経てリサイクルというのをしてるわけではありますが、これが本当に持続可能性のあるやり方かどうか、あるいは西部広域行政管理組合の施設が予定どおり完成しますと令和14年度から稼働することになりますので、その時点で確実に県外で処理できるという保証があるかどうか、こういったことをしっかり見極めなければなりません。そういった意味で、現時点においては主灰、飛灰も埋め立てるということを想定した施設を想定して計画を進めていくということが妥当だろうというふうに考えているということは申し上げておきます。

そして、後段の進まない場合はというと全く仮定の問題でありますし、その場合の対応については西部広域行政管理組合で検討、判断するべき事項でありますので、この議場で私どものほうからお答えすることは適当でないと考えます。以上です。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 大体各自治体でのごみの減量化計画というのもまだちゃんとできてないんです。方針もはっきり決まってないのに、新山・陰田の買収や地域振興策などが先行するというのは、私本当におかしいと思います。ごみの減量化・再資源化計画のほうが先ではないのでしょうか。政府も、ごみ減量化、再資源化で民間活力をやれと言っています。大変不十分なまま進めるのではなく、

計画は凍結すべきだということを申し上げて、最後に米子バイオマス発電所について質問いたします。

石炭とバイオマス燃料の混焼をしている愛知県武豊火力発電所で、1月31日に木質ペレットを貯蔵するバンカー付近で爆発し、鎮火の後、2月1日にもベルトコンベヤーで発火するという事故が発生しました。幸いけが人は出ていませんが、全国では2023年だけでも1月の袖ヶ浦、3月の舞鶴、5月、9月の米子バイオマス発電所の火災・爆発事故が相次いでいます。昨年9月の米子バイオマス発電の爆発事故を重く見た経産省も、この事故調査委員会の外部オブザーバーとして原因究明に参加しています。発電所内の調査報告は3月中旬にされ、事故調査委員会も3月に第3回目を開催するというスケジュールとなっています。

そこで、原因究明や今後の見直しについてですが、地元住民の間から、このまま操業しないでほしいという声とともに、調査が終われば6月頃にでも再稼働するのではないかという不安の声もお聞きしました。

住民合意がない限り再稼働はしないということを米子市としても住民の皆さんに約束していただきたいと思いますが、市長どうでしょう。

○**稲田議長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 住民合意がない限り再稼働はしないということを住民の方に約束をしてほしいということですが、昨年9月9日に発生いたしました爆発を伴います火災事故を受けまして、事業者は操業を停止し、原因究明と再発防止の検討を進められておるところでございます。現時点では、先ほどおっしゃら

れましたけど、6月頃というような再稼働の時期等については全く伺ってはおりません。

また、本市からは、事業者に対しましては既に火災などの事故原因の究明を行い、再発防止策を確実に実施することでありまして、事故とその後の対応状況について地域住民への説明を行い、信頼回復に努めることなどを申し入れておりまして、誠実に対応されるものと考えております。

○稲田議長 錦織議員。

○錦織議員 分かりました。住民の納得なしには再稼働はしてならないというふうに思います。

まだ調査結果の報告は出ていませんが、大型バイオマス発電所の火災事故に共通するのは、ボイラーの爆発ではなくて原料の木質ペレットにあるのではないかとされています。一定数量以上の木質ペレットは、消防法上の指定可燃物として取り扱われています。西部広域行政管理組合火災予防条例第34条第5項では、再資源燃料のうち廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱または可燃性ガスの発生のおそれのあるものを貯蔵し、または取り扱う場合に、適切な水分管理や温度管理を求めるとともに、第5項ウでは、3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を取ることができるよう、5メートル以下の適切な集積高とすることとしています。

米子バイオマス発電は、木質ペレットを4つの大型サイロに入れて蓄積していますが、このサイロは優に3メートルを超える高さですが、この火災予防条例第34条に違反しているのではない

かと思いますが、答弁を求めます。

○**稲田議長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 火災予防条例の基準を満たしているかということでございます。火災事案につきましては、消防局が火災予防条例を含む関係法令に基づき対応されるべきものでございます。

消防局によりますと、米子バイオマス発電所で使用しております木質ペレットは木くずを圧縮して固めたものでございまして、火災予防条例第34条第1項第5号に規定する再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱または可燃性ガスの発生のおそれがあるものには当たらないものと伺っております。

○**稲田議長** 錦織議員。

○**錦織議員** それは科学的事実の誤認だというふうに思います。木質ペレットは、水分によって発熱し、可燃性ガスを発生するおそれのある燃料です。ですから、昨年3月に火災事故を起こした舞鶴市のバイオマス発電所の火災に関しては、関西電力が12月23日に調査結果と対応について文書を出しています。ホームページにも載っていますが、原因については、本件はバイオマス燃料が発酵・酸化により発熱・発火に至るメカニズムの認識不足によりバイオマス燃料の管理方法が不適切であったこと、燃料の監視制度及び防火対策運用のルールが不十分であったことが原因であると考えています、このように述べています。米子バイオマス発電も、事業者の認識不足だったのではないかと思います。

鳥取県は、バイオマス発電所のこうした事故に伴って、また大気汚染、騒音などの周辺環境の影響が懸念される事例が発生して

ることから、このたび条例の改正もいたしました。

○稲田議長 終了してください。

○錦織議員 はい、以上です。